官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年八月十七日

金融庁長官　森　　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成28年７月27日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東北財務局長(11)第00001号	株式会社千代田信用
岩手県知事(9)第00659号	新興リース株式会社
東京都知事(1)第31607号	株式会社bizパートナー
東京都知事(1)第31608号	新みらい株式会社
福岡県知事(1)第08680号	株式会社クローバー
沖縄県知事(1)第04238号	株式会社カンゲンコーポレーション

平成28年７月27日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(5)第12139号	エフケイ
静岡県知事(4)第02338号	トータルファイナンスアクタス
東京都知事(10)第07526号	株式会社ベル
東京都知事(6)第21495号	日新リバース・モーゲージ株式会社
東京都知事(5)第26345号	株式会社ディ・ティ・エスインベストメント
茨城県知事(2)第60007号	株式会社デイリーコーポレーション
東京都知事(1)第31508号	一般社団法人マイウエイ基金
東京都知事(1)第31545号	セブンシーズフィナンシャルソリューションズ株式会社

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成28年８月17日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成28年第２号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年８月17日

3　支給対象犯罪行為の範囲

(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年６月25日頃から同21年８月７日頃までの間及び同年11月16日頃から平成22年10月中旬頃までの間

(2)　支給対象犯罪行為の内容

被告人らが共謀の上、国際リード投資株式会社、クレディシティ株式会社、株式会社ユニバーサルトレード及びインタートレード株式会社の会社名を使用し、真実は、預託証拠金の名目で顧客から提供を受けた資金を運用してその利益を交付する意思などない上、最終的に顧客が同資金の額を超える損失を被ったなどとして同資金の返還に応じない意図であるのに、その情を秘し、被告人らの会社への投資が安全かつ高利率の投資信託様の資産運用であるかのように装って、その旨うそを言い、現金を詐取した行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1)　犯行に使用された会社は、大阪市西区阿波座１丁目13番13号サムティ西本町中央ビル５階所在の国際リード投資株式会社、大阪市西区森町１丁目４番28号ＣＯＩ四ツ橋ビル８階所在のクレディシティ株式会社、同所所在の株式会社ユニバーサルトレード、神戸市中央区磯辺通３丁目２番17号ワールド三宮ビル５階所在のインタートレード株式会社である。また、関連会社として、さくらトラスト株式会社という会社名も使用された。

(2)　主な犯行手口は次のとおり。

テレフォンアポインターが高齢者の家などに電話を掛け、被害者に「資金を出せば、月々スワップポイントと称する金銭を受領することができる。」などと申し向ける。次いで、営業担当者が、被害者の自宅を訪問し、被害者に対し、「グローバル・ドリーム（呼称）スワップポイント早見表」「スター・セレクト（呼称）スワップポイント早見表」「グローバル・レジェンド（呼称）スワップポイント早見表」「グローバル・ストーリー（呼称）スワップポイント早見表」などと記載されたパンフレットを示しながら、「例えば100万円を会社に預ければ、『グローバル・ドリーム（呼称）スワップポイント早見表』の場合、月々8,850円のスワップポイントが得られる（同様に、『スター・セレクト（呼称）スワップポイント早見表』であれば月々7,350円、『グローバル・レジェンド（呼称）スワップポイント早見表』であれば月々7,200円、『グローバル・ストーリー（呼称）スワップポイント早見表』であれば月々6,900円のスワップポイントが得られる。）。」、「金や原油、大豆、コーンといった資源に投資する。」などと申し向けて契約の締結を勧誘し、預託証拠金名目で100万円単位の金銭を要求する。被害者が契約に同意すれば、営業担当者は、被害者をして口座開設申込書等の各種書面に署名させた上、取引に関する約款、「貴金属・エネルギー資源・穀物を原資産とする店頭証拠金差額決済（ＣＦＤ）取引売買及び証拠金のご確認」と題する書面、「貴金属・エネルギー資源・穀物を原資産とする店頭証拠金差額決済（ＣＦＤ）取引入証残高証明書」と題する書面などを交付する。被告人らは、契約締結後の数か月間、スワップポイントと称する金銭を被害者の預金口座に入金するが、その後、被害者に損失が発生したなどとして契約を一方的に打ち切り、預託証拠金を取り込む。

5　開始決定の時における給付資金の額　金4,795万2,393円

6　支給申請期間　平成28年８月17日から平成28年10月17日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1)　被告人氏名　①横田　眞人、②貞守　伸彦、③榎並　将利、④松下　晃太

(2)　裁判所名　①第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所
②第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所、上告審　最高裁判所
③大阪地方裁判所
④第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所

(3)　裁判年月日　①第一審　平成25年３月22日、控訴審　平成26年３月14日
②第一審　平成24年１月20日、控訴審　平成24年８月８日
上告審　平成24年11月７日
③平成24年１月20日
④第一審　平成24年１月20日、控訴審　平成24年８月８日

(4)　確定年月日　①平成26年３月29日、②平成24年11月13日、③平成24年２月４日
④平成24年８月17日